

県央広域都市計画圏

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（群馬県決定）

県央広域都市計画圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更する。

なお、県央広域都市計画圏には、前橋都市計画区域、前橋勢多都市計画区域、高崎都市計画区域、榛名都市計画区域、箕郷都市計画区域、吉井都市計画区域、伊勢崎都市計画区域、赤堀都市計画区域、東都市計画区域、藤岡都市計画区域、鬼石都市計画区域、玉村都市計画区域、渋川都市計画区域、富岡都市計画区域、安中都市計画区域、榛東都市計画区域、吉岡都市計画区域、下仁田都市計画区域、甘楽都市計画区域が含まれる。

理 由 書

人口減少と高齢化が同時に進行する局面において、郊外部では無秩序な宅地開発や幹線道路沿道での商業開発が進む一方、市街地における空き家の増加や商業施設の衰退には依然として歯止めがかかっていない。また、郊外開発が進むことで公共交通が維持できなくなり、自動車を使えない県民の移動手段がなくなっていくことが懸念される。

そのため、平成27年国勢調査及び都市計画基礎調査の成果を踏まえ、土地利用規制の厳格化による「まちのまとまり」の明確化、公共交通の強化・快適化など、広域化している都市の課題に対処するため、引き続き前橋都市計画区域外18都市計画区域を一体の生活圏である都市計画圏としてまとめ、都市の将来像と都市計画の基本的な方向性を示すものとする。